

(参考資料4)

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分～6月分)

2017年6月30日現在

■平成29年4月1日～平成29年6月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:7件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月5日	民法の成年年齢の引下げに関する意見書	大阪弁護士会 会長 山口 健一	・成年年齢の引下げは、国民に情報が周知され、議論が尽くされ、理解が得られてから行うべきであって、拙速な成年年齢の引下げには反対である。 ・若年者の権利の擁護と自立の支援のための実効的な施策を速やかに拡充させるとともに、その効果の検証をしながら、成年年齢の引下げの方法についても十分な検討を行うべきである。
4月27日	内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会の論点に関する意見書	適格消費者団体特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳	消費者契約法の改正の検討すべき論点として「事業者と消費者との間で締結された契約が事業者の作成した約款に基づく場合、契約後に事業者が当該約款の内容を変更した場合において消費者が当該契約関係から離脱することができるようにすることの是非及び可否について」を含めるべきである。
5月10日	消費者契約法の改正のうち、不利益事実の不告知の規制、及び困惑類型の追加等に関する意見書	消費者契約法改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 高尾 英弘(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 土井 裕明(滋賀弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体消費者支援機構関西) 野々山 宏(京都弁護士会)	1 不利益事実の不告知(法4条2項)に関する規律の在り方について 消費者庁の提案は、一歩前進であると評価するが、不十分であり、不実告知が適用される場合の明確化や、先行行為要件の削除という法改正を行うべきである。 2 困惑類型の追加について 消費者庁の提案は一歩前進であると評価するが、それ以外にも、①執拗な電話勧誘や執拗な呼び出し後の勧誘、②威迫による勧誘のような勧誘事例に対応するための規定を設ける法改正をすべきである。 3 消費者に対する配慮に努める義務について 事業者は、消費者の知的、社会的、経済的成熟度(年齢等)に応じて、適切な方法で情報を提供し、商品及び役務の提供について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるべきであるとの規定を設けるといふ法改正をすべきである。
5月12日	民法の成年年齢引下げに関する会長声明	熊本県弁護士会 会長 宮田 房之	民法の成年年齢の引下げについては、より十分な時間をかけ、条件整備を含めた国民的議論を経て決定されなければならないと考えることから、これが実現していない現時点において、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることには反対する。

5月19日	消費者契約法改正を求める意見	<p>一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表)岩岡 宏保 代表理事(共同代表)松岡萬里野 代表理事(共同代表)河野 康子</p>	<p>次の事項が法律改正につながるよう、本専門調査会で成案を得るためにさらに検討をすすめることを要請する。</p> <p>(1) 配慮をするよう努める規定を付加すること。 (2) 不利益事実の告知の要件に、「重大な過失によって告げなかった」を付加すること。 (3) 勧誘行為の困惑類型に、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」を付加すること。 (4) 勧誘行為の困惑類型に、威迫型の類型を付加すること。 (5) 不当契約条項の免責条項に、人身損害免責規定についても無効である旨を規定すること。 (6) 違約金を定める条項について、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」又は「同種の事業を行う通常の事業者が生ずべき平均的な損害の額」のいずれか又は双方を立証することができる旨を設け、事業者に「平均的な損害の額」の算定根拠となる資料の提出を促す制度を検討すること。 (7) 不当条項として、次の趣旨の条項を追加すること。 ①消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項 ②条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする条項。 ③条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとし、消費者が事業者に対し事業者による解釈や決定について異議を述べることを排除する条項。 ④消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項 (8) 条項使用者不利の原則について、消費者契約に該当する定型約款の条項について、意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって不利に解釈しなければならない趣旨で規定すること。 (9) グレーリストの新設について検討されたい。</p>
5月24日	消費者契約法の見直しに関する意見	<p>一般社団法人 日本旅客船協会 理事長 原 善信</p>	<p>第32回消費者契約法専門調査会においては、商法改正案の内容が紹介されているものの、人身損害の賠償責任に関する審議が旅客運送契約以外の一般的な契約のみを念頭において進められていく懸念が感じられるため、再度意見を提出。 (意見) 人身損害の賠償責任を一部免除する条項については、現在、国会に提出されている商法改正法案と同様に生命か身体か、被害が重いか軽いかを問わず、一定の運送行為については例外的に免責を有効とする規定を設けていただきたい。 (理由)</p> <p>1. 海上旅客運送固有の問題 (1) 各旅客船事業者は、安全管理体制を構築し、安全運航に努めている。 (2) 気象・海象情報について可能な限り収集しているが、不測の事態が発生する。 (3) 旅客に対する医療設備はなく、医師も乗船していないため、急病人等が発生の場合の緊急対応は殆どできない。 (4) 地震・噴火等の大災害発生時は、緊急輸送を要請されるケースがあり、事業者の賠償責任リスクは極めて高いものになる。</p> <p>2. 商法改正案における取扱い 商法改正案の審議においては、①災害が発生し又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合及び②運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合については生命又は身体の侵害によって生じた損害賠償責任を免除する条項を無効とする規定の適用除外とされたところであり、消費者契約法の改正においても、同様の問題が生ずることから①②の場合については特約による免責を認める規定を設けるべきと考える。</p>

6月28日	消費者契約法の改正を求める意見書	京都弁護士会 会長 木内 哲郎	<p>以下の各論点について、以下のとおり改正すべきである。</p> <p>1 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結せる類型について 判断能力が低下している状態で合理的な判断をすることができない事情につけ込んで契約を締結させる類型についても、取消権を明文化すべきである。</p> <p>2 不当条項の類型の追加について (1)「事業者は、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項は、無効とする」という趣旨の規定を設けるべきである。 また、上記のような条項以外で、事業者に当該条項がなければ認められない解除権・解約権を付与し又は当該条項がない場合に比し事業者の解除権・解約権の要件を緩和する条項についても、原則として無効とした上で、事業者が当該条項の必要性・相当性を明らかにした場合に限り有効とする旨の規定を設けるべきである。 (2)事業者に契約文言の排他的解釈権限を与える条項、及び、事業者に権利義務の発生要件該当性やその内容の決定権限を一方的に委ねるような条項を無効とする趣旨の規定を設けるべきである。 (3)「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項は、無効とする」という趣旨の規定を設けるべきである。 (4)事業者の軽過失による損害賠償責任の一部を免除する条項について、少なくとも消費者の生命の侵害又は身体の重大な侵害が生じた場合のものについては無効とする規定を設けるべきである。</p> <p>3 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について (1)「平均的な損害を超えること」の立証責任を事業者に負わせることを明文化すべきである。 (2)「平均的な損害」の算定にあたり、解除の時期的区分によって損害に差が生じる契約類型においては、当該区分が合理性を有するものでなければならないことを明文化すべきである。 (3)契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益は原則として、「平均的な損害」に含まれないことを明文化すべきである。</p> <p>4 条項使用者不利の原則について 「消費者契約に該当する定型約款の条項について、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合には、事業者にとって不利に解釈しなければならない」という趣旨の規定を設けるべきである。</p> <p>5 不利益事実の不告知について 不利益事実の不告知に関し、法4条2項の主観的要件に重過失を追加する考え方については、重過失を追加するだけでは不十分であり、主観的要件を削除すべきである。また、故意・重過失などの主観的要件を維持するのであれば、先行行為要件を削除すべきである。</p> <p>6 困惑類型の追加について 困惑取消の対象となる事業者の行為に、「執拗な勧誘」及び「威迫による勧誘」も追加すべきである。</p> <p>7 配慮義務について 消費者に対する配慮義務については、努力義務としてではなく、法的義務として規定されるべきである。</p>
-------	------------------	--------------------	---

<食品表示関係:5件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月27日	「食品表示の基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見募集に対する意見書について(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	<ul style="list-style-type: none"> ・原料原産地表示を全ての加工食品に拡大する本改正案の制度枠組みには賛成。 ・義務表示の対象とする原材料を原則として重量割合1位としているが、不十分である。複数原材料を使用している場合には、原則として3位まで(重量割合2位まででその製品の重量比率の大部分を占める場合には2位まで)の表示を義務付けるべき。 また、冠表示のうち商品を特長付ける原材料が商品名に含まれる商品については、重量割合に関わらず原産地を表示すべき。 仮に本改正案において重量割合上位3位までの原材料や冠表示されている原材料まで義務表示の対象とすることが困難な場合でも、推奨表示として規定すべき。 ・例外的に「可能表示」「大括り表示」「大括り+可能性表示」等を認めるとしても、その要件は客観的かつ具体的に定めて限定すべき。 また、事業者に表示以外の方法で消費者が原料原産地に関する正確な情報を容易に入手できる仕組みの確保を義務付けるべき。 ・中間加工原材料について、当該中間加工原材料の製造地のみの表示を原則としており、当該中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には当該生鮮原材料の原産地表に代えることができるとしているが、不十分。原料の原産地と中間製造地の双方の表示を義務付けるべき。 また、中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が特定できないとする事業者に対しては、偽装防止の観点から、その理由を合理的に説明できる根拠資料を保管させるべき。 さらに、米及び牛肉以外の食品についてもトレーサビリティ制度を義務付けるべき。 ・行政による食品表示の監督制度を強化すべき。また、食品衛生法第3条第2項の記録の作成及び保存の責務を法的義務とすべき。 ・外食、容器包装に入れずに販売する場合及びインスタ加工の場合においても、店舗内で消費者が容易に確認できる場所に書面により食品に関する情報を表示させるなど食品表示を広く義務付けることを検討すべき。
5月18日	インターネットによる「食品販売」での表示・広告の在り方について	NPO法人コンシューマーズ京都	<p>消費者がより安心できるインターネットショッピングの利用に向けては、「食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保」に必要な環境の整備が必要であると、私たちは考える。特に「食品販売」における広告・食品表示の在り方について、以下の項目でのルール化が図られることを提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 返品・交換の際必要な連絡先を明示すること。 2. 返品・交換のルールをわかりやすい所に表示すること。 3. 「お試し価格」等の場合、複数回の利用などの条件をはじめにしっかりと判りやすく記載しておくこと。 4. 継続した契約となる場合、中途解約について説明を判りやすく記載すること。 5. 契約に関する重要事項は10ポイント以上の大きさの文字を使用し記載すること。 6. 食品に関する法律を順守した広告・食品表示とすること。 7. 食品表示について法的に義務表示があるものについては、インターネット上にも必ず表示すること。 8. 製造者・販売者のホームページに詳細情報がある場合は、リンクを張るなどし、消費者がより詳しく情報が得られるように努めること。 9. 消費者庁は監督官庁の責任として、上記内容が徹底されるよう販売事業者に対して監督・指導を強化すること。その際、監督指針を事業者だけでなく消費者にも明らかにすること。
5月26日	「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見	特定非営利活動法人コンシューマーズ京都 理事長 原 強	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案では、記載方法は事業者を選択の自由を与えており、事業者によって表示方法が異なる状態が容認されているが、一括表示は消費者が商品間で比較しやすい表示とすべきであり、現在の統一的な表示制度を維持すべき。 ・「製造地表示」「可能性表示」「大括り表示」「可能性+大括り表示」については、消費者の誤認や混乱を招くものであり、また、事業者による適正な表示の管理が困難であると考えられることから、導入すべきではないと考える。 ・消費者が安心して購入するためには、行政によるチェックと指導が必要不可欠。食品衛生監視員や検査員への教育など、地方への国からの十分な補助と支援を求める。 ・消費者が勉強しないと意味が理解できない表示はそもそもおかしいものと言えない。また、曖昧表示の内容を塩業者に問い合わせることが増加することが予想され、事業者の負担も増加するだけでなく、信用問題でのリスクも大きくなる言わざるを得ない。 ・加工食品の容器包装に表示を義務付けることにこだわらず、インターネットでの情報公開や電話での問い合わせ対応に依るなどを義務付ける方法もあわせて制度設計すべきと考える。また、今回の改正では、一括表示部分での文字数の増加は避けられない。インターネットでの情報公開や電話での問い合わせ対応に依ることを義務付けるなどの方法を組み合わせて考えるべきである。

6月19日	さらなる規制緩和を進める規制改革推進会議「第一次答申」に対する抗議～消費者不在の「機能性表示食品制度」の廃止を求めます～	食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子	<p>以下のような問題点から機能性表示食品制度の廃止を求め、トクホを含む保健機能食品制度の総合的・抜本的見直しに早急に着手することを要求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制改革推進会議の「第一次答申」に盛り込まれた「機能性表示食品の改善」の項目は事業者目線からのみ提案・要求を取り上げたものであり、いっそう食生活の混乱を招くことから、提案自体に厳重に抗議する。 ・「届出ガイドライン」の見直し・緩和は現在の同ガイドラインの「欠陥性」をいっそう拡大させるものであるため反対。 ・「業界団体等による点検を経た届出書類について、消費者庁での確認作業が迅速に進む仕組みを構築する」ことを提案しているが、届出書類のチェックを民間の「業界団体等」によるチェックへと大幅に変更・緩和する措置であり、「届出制度」に対する信頼性をますます低下させるため反対。 <p>むしろ、消費者庁の確認作業が終了し、事業者の書類がそろった日を「届出日」とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品の機能性表示食品制度活用への提案には反対。 ・18歳・19歳の消費者の対象データの活用を明確化することや、軽症者データの取扱い範囲の拡大をはじめ、アレルギー、尿酸値、認知症等に関するデータについても機能性表示食品の届出資料としての活用を可能とするよう検討を求めているが、機能性表示食品はあくまでも健康な人を対象とした「食品」であり、機能表示は消費者の混乱防止・健康被害防止の観点から、より慎重であるべきであり、この提案に強く反対。 <p>・機能性表示食品制度については、廃止こそ最善策。</p>
-------	--	------------------------------	--

6月28日	「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関する意見書	関東弁護士連合会 理事長 高木 光春	<p>「食品表示基準の一部を改正する内閣府令(案)」に関し、以下の通り意見を述べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料原産地表示義務の対象を全ての加工食品に拡大する制度枠組みには賛成。 義務表示を重量割合上位1位の原材料に限るのではなく、複数の原材料を使用している場合には、原則として3位までかつ5パーセント以上の原材料の表示を義務付けるべき。 冠表示のうち商品の特長付ける原材料が商品名に含まれる場合は重量割合に関わらず原産地を記載すべき。 原料原産地義務表示に当たって例外表示を認めることには慎重であるべき。仮に事業者の実行可能性の観点から一定の例外表示を定めざるを得ないとしても、例外規定適用の判断を事業者の主観的判断に委ねるべきでなく、変動の程度を例外規定の要件とするなど客観的かつ具体的な要件を定めるべき。 <p>また、例外表示を認める場合には、消費者に可能な限り詳細な情報が提供される機会が確保されるとともに、消費者が容易に情報を入手できる仕組みを整えることが求められる。</p> <p>なお、例外表示の適否のチェックを行政がしっかり行うことができ初めて適正な表示が確保できるのであるから、事業者の恣意的な運用を許さないよう食品表示の監視体制を強化すべきであることを付言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中間加工原材料の製造地及びその生鮮原材料の原産地の双方の表示を義務付けるべき。 <p>また、中間加工原材料の生鮮原材料の原産地が特定できないとする事業者に対しては、「原産地不明」と表示させた上、その理由を合理的に説明できる根拠資料の保管をさせるべき。</p>
-------	--------------------------------	-----------------------	---

〈地方消費者行政:5件〉

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月1日	地方消費者行政に対する国の財政支援と体制強化対策について	適格消費者団体 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司	<p>1. 地方消費者行政推進交付金の対象範囲の拡大と継続 「地方消費者行政推進交付金」の適用対象が平成29年度までの新規事業に限定されていることは、地域間の格差を固定化し地方消費者行政の必要最低限の体制整備が確保できなくなるおそれがあるため、平成30年度以降の新規事業も交付金の適用対象に含めたいと、しばらくの間は継続すべき</p> <p>2. 全国に共通する消費者行政費用に対する国の持続的な財政負担 重大事故情報の消費者庁への通知や悪質業者に対する行政処分等地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法10条の適用対象に加えて、その一部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることを求める。</p> <p>3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策 地方消費者行政においての今後の課題に対しては、消費者行政担当職員の役割がますます重要となる。しかし、地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、役割が十分に果たせていないのが実情。そこで、国は担当職員の配置の目安を示したり、資質向上のための研修制度を強化するなどの施策を講じるべき。</p>
5月9日	地方消費者行政の一層の強化を求める意見書(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	<p>・地方消費者行政推進のための交付金の継続 国は「地方消費者行政推進交付金」の実施要領に関して適用対象としている新規事業について、平成29年度まででなく、平成30年度以降の新規事業も含めるべき。また、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤拡充に関する事業を適用対象に含めるよう改正し、同交付金を最低10年程度は継続すべき。</p> <p>・国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に関係する事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置づけるべき。</p> <p>・地方消費者行政職員の増員と資質向上 国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずるべき。</p>
6月2日	地方消費者行政に対する国の継続的財政支援を求める意見書	全国消費者行政ウォッチねっと	<p>現在措置されている地方消費者行政推進交付金の対象は2017年度までの新規事業に限定されており、このままでは地方消費者行政が基金創設以前と同様あるいはそれ以下の状況に陥りかねないことから、国による十分な財政支援を求める。</p> <p>1 地方消費者行政推進交付金の継続を 国の財政措置が時限的であり先行きが見通しにくいことが地方消費者行政の充実強化ができなかった一因とされており、地方消費者行政推進交付金の適用期間を延長するとともに、交付金の趣旨に従って実績を上げた自治体についてはさらなる延長を可能とする等、長期的な取組が可能な枠組みとするべき。また、単年度でなく複数年度での利用も可能とすべき。</p> <p>2 消費生活相談業務等の基本的業務も支援できる仕組みに これまでの地方消費者行政推進交付金は新規事業に限定される等適用対象が狭いという問題もあったが、高齢化・情報化・国際化の中でより一層の強化が求められる消費生活相談業務や消費者教育業務、執行業務等にも交付金を活用できる仕組みとするべき。また、都道府県による小規模自治体の支援については特に手厚く財政支援を行い、消費者行政のナショナルミニマムを実現する必要がある。</p> <p>3 全国に共通する消費者行政費用に対する国の恒久的な財政負担を 消費生活相談情報のPIO-NETへの登録事務や重大事故情報の通知事務等国の業務としての性格が強いものについては、消費者安全法に国の財政負担を具体的に明記し、恒久的に国が負担する仕組みを検討すべき。</p>

6月23日	地方消費者行政に対する国の継続的財政支援を求める要望書	クレジット被害対策・地方消費者行政充実会議 事務局長 弁護士 拝師 徳彦	<p>国に対し地方消費者行政充実のために継続的な財政支援を行うよう以下のとおり要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方消費者行政推進交付金の継続 地方消費者行政推進交付金の適用期間を延長するとともに、交付金の趣旨に従って実績を上げた自治体についてはさらなる延長を可能とする等、長期的な取組が可能な枠組みとするべき。また、単年度でなく複数年度での利用も可能とすべき。 2 消費生活相談業務等の基本的業務への支援 これまでの地方消費者行政推進交付金は新規事業に限定される等適用対象が狭いという問題があったが、高齢化・情報化・国際化の中で大きな質的変革が求められている消費生活相談業務や消費者教育業務、執行業務等にも交付金を活用できる仕組みとするべき。また、都道府県による小規模自治体支援については特に手厚く財政支援を行い、消費者行政のナショナルミニマムを実現する必要がある。 3 全国に共通する消費者行政費用に対する国の恒久的な財政負担 消費生活相談情報のPIO-NETへの登録事務や重大事故情報の通知事務等国の業務としての性格が強いものについては、消費者安全法に国の財政負担を具体的に明記し、恒久的に国が負担する仕組みを検討すべき。
6月28日	地方消費者行政の充実・強化に向けた今後の支援についての意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事(共同代表) 岩岡 宏保 代表理事(共同代表) 長田 三紀 代表理事(共同代表) 浦郷 由季	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方消費者行政推進交付金の対象範囲の拡大と継続 「地方消費者行政推進交付金」については、事業ごとの活用期限、新規事業の実施期限(平成29年度)、交付金の交付期限(平成39年度)といった制約があり、地方消費者行政が後退する恐れがあるため、平成30年度以降の新規事業についても適用対象に含めるなどこうした制約の見直しを図るとともに、交付金を当面の間継続することを求める。 2. 全国に共通する消費者行政費用に対する国の持続的な財政負担 相談情報のPIO-NETへの登録や悪質業者に対する行政処分等地方自治体と国の相互に影響する事務であって、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法10条の適用対象に加えて、その一部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることを求める。 3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策 地域社会のつながりの弱体化、高齢化の進展等社会構造の変化により、地方自治体の消費者行政の取組がますます重要となっている。しかし、地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、役割が十分に果たせていないのが実情。そこで、国は担当職員の配置の目安を示したり、資質向上のための研修制度を強化するなどの施策を講じるべき。

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月2日	都市ガス小売りの自由化に関する消費生活センターへの苦情相談を踏まえて以下のとおり要望いたします	(公社)全国消費生活相談員協会 エネルギー問題研究会 代表 林 弘美	消費者が安心してエネルギーを選択できる環境を守らなくてはならない。そのためには消費者委員会、国民生活センター、電力・ガス取引等監視委員会、消費者庁が連携し被害の未然防止に努め、問題のある勧誘行為を根絶させなければならない。被害防止の対策を踏まえて意見を取りまとめていただくよう要望する。

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
5月2日	「消費者基本計画工程表」改定素案についての意見書について(参考送付)	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	「消費者基本計画工程表」改定素案について、改定素案の項目ごとに意見を表明したもの。
6月13日	意見書	加藤 圭一郎	消費者庁や適格消費者団体等行政機関等に申し出たものについて、「組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」についてその法律案の法改正を推し進めることを意図するものではなく私自身は反対であることをここに明記します。
6月19日	探偵業の業務の適正化に関する法律等の改正を求める意見書について	日本弁護士連合会 会長 中本 和洋	探偵業者に関する消費者被害を未然に防止するため、探偵業法、消費者安全法及び独立行政法人国民生活センター法を下記のとおり改正すべきである。 1. 探偵業法第2条第1項の定義のうち、調査の手法について「電話又はインターネットを用いた調査その他これらに類する方法による調査」を加えること。 2. 探偵業法に新たな規定を設け、探偵業務について広告をするときは、損害の回復又は請求の排除を目的とする業務が可能であるかのように誤認させるおそれのある表現を用いてはならないものとする。また、次の事項を顧客にとって容易に認識することができるような方法により表示しなければならないものとする。 (1)探偵業法第4条第1項各号に定める事項 (2)標準的な調査業務の内容及びその対価 (3)契約の解除に関する定めがあるときは、その内容 (4)探偵業務で行い得る業務が事実の調査であって、損害の回復又は請求の排除を目的とする業務を行い得ないものである旨 3. 探偵業法第8条第1項及び第2項について、探偵業務で行い得る業務が事実の調査であって、損害の回復又は請求の排除を目的とする業務を行い得ないものであることについても書面に記載し、その書面を交付し説明しなければならないものとする。 4. 消費者安全法及び独立行政法人国民生活センター法を改正し、各法に基づき自治体が設置した消費生活センター、また独立行政法人国民生活センター以外の者は、消費生活センター及び国民生活センター又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないものとする。